

上島東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。本校は、いじめは決して許される行為ではないという基本姿勢にあるが、成長期や人間関係を含めた環境により、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得ると捉えている。つまり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題にきめ細かく対応していくためには、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要がある。

本校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、平成26年4月、上島東小学校いじめ防止基本方針を策定する。

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条1項を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

(2) いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめは、人間として決して許されない行為である。
いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ② いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、どの学級にも起こりうることである。
- ③ いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、様々な態様がある。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、家庭教育の在り方と大きな関わりを有している。
- ⑨ いじめは、学校、家庭、社会、など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止対策委員会（あらしお委員会）」を設置し、この組織が中心となり、学校と保護者が共通理解を図り、保護者の協力の下に学校全体で総合的ないじめ防止対策を行う。

(1) 「いじめ防止対策委員会（あらしお委員会）」の構成員

通常；校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、PTA担当職員、養護教諭

PTA会長、PTA副会長、PTA学年委員

※事案により柔軟に編成し、必要に応じて適切な専門家を加える。

例；スクールサポーター、スクールカウンセラー、学校評議員、青少年相談員、
銚田市教育委員会指導主事、民生委員など

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

※定例のいじめ防止対策委員会は、年に2回開催する。

※いじめ防止対策委員会（あらしお委員会）での内容や事案に応じての対応については職員会議等において報告し周知徹底させる。

3 未然防止の取組

いじめ未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直し、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくる。「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団に一員としての自覚や自信を育て互いを認め合える学校風土を作り出したい。

<児童に対して>

- ① 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ② わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や児童一人一人がかげがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の指導を通して育む。
- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ⑤ 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

<教職員に対して>

- ① 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ② 児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ③ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ④ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ⑤ 児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ⑥ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ⑦ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ⑧ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

<学校全体として>

- ① 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ② 学校生活に関するアンケート調査，学校生活に関する意識調査等の結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ③ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ④ 校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い，学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には，すぐに担任をはじめ，周りの大人に知らせる ことの大切さを児童に伝える。
- ⑤ 「いじめ問題」に関する児童会として取り組みを行う。
- ⑥ いつでも，どこでも・どんなことでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ① 児童が発する変化のサインに気づいたら，学校に相談することの大切さを伝える。
- ② 「いじめ問題」の解決には，学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り，あらしお委員会，上東っ子支援連絡協議会，学校評議員会，学級懇談会等で伝えて，理解と協力をお願いする。

4 早期発見の取組

いじめは，教職員や大人が気づきにくいところで起きており，潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童の些細な言動から，小さな変化を敏感に察知し，表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め，いじめを見逃さない力を向上させること必要である。早期発見が早期解決につながるという認識のもと，定期的な友達アンケート調査や意識調査などにより，児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにしたい。日頃から児童との信頼関係を構築し，いじめを訴えやすい体制を整え，実態把握に取り組みたい

(1) 早期発見のための手だて

- ① 学校生活アンケート調査（学期ごと年間3回実施）
- ② 児童の意識調査（9月，1月の2回実施）
- ③ 個人面談（不定期）
- ④ 教育相談
- ⑤ 日々の観察
- ⑥ 保健室の様子
- ⑦ 本人からの相談
- ⑧ 周りの友達からの相談
- ⑨ 保護者からの相談
- ⑩ 地域の方からの相談

(2) 早期の解決を

- ① 教員が気づいたあるいは児童や保護者が相談があった「いじめ」について，事実関係を早期に把握する。その際，被害者，加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ② 事実関係を把握する際には，いじめ防止対策委員会で情報を教職員間で共有し組織的な体制のもとに行う。
- ③ いじめている児童に対しては，「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み，まず，いじめ ることをやめさせる。
- ④ いじめることがどれだけ，相手を傷つけ，苦しめていることに気づかせるような指導を行う。

- ⑤ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ⑥ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応に仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

5 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関連機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

＜重大な事案が発生した場合＞

速やかに銚田市教育委員会に報告し、指示に従って必要な対応を行う。

- ① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を銚田市教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

(3) いじめられた児童及びその保護者への支援

(4) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

(6) ネット上のいじめへの対応

6 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

学校長を中心に全教職員が一致協力した体制を確立する。

(2) 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(3) 校務の効率化

児童と向き合う時間を確保する。

(4) 学校評価

学校自己評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、P D C Aサイクルを生かし、次年度の取組を改善していく。

(5) 地域や家庭との連携について

地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、P T Aや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成について話し合いを進めることを願います。

(別表) いじめ防止指導計画

いじめ未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

別表

平成31年度いじめ防止指導計画

上島東小学校

月	会 議	防止対策	早期発見
4月	情報交換会	事案発生時には緊急対策会議を開催する 学級づくり、人間関係づくり、児童朝会での児童によるいじめ防止の呼びかけ	
5月	情報交換会 いじめの定義 いじめの重大事態		
6月	情報交換会 あらしお委員会 (いじめ防止対策委員会)		学校生活アンケート 児童との面談
7月	情報交換会 上東っ子支援連絡協議会		
8月	情報交換会 いじめ防止研修		
9月	情報交換会		児童の意識調査アンケート 保護者の意識調査アンケート 職員の意識調査アンケート
10月	情報交換会		学校生活アンケート 児童との面談
11月	情報交換会		
12月	情報交換会		
1月	情報交換会		児童の意識調査アンケート 保護者の意識調査アンケート 職員の意識調査アンケート
2月	情報交換会 あらしお委員会 (いじめ防止対策委員会)		学校生活アンケート 児童との面談
3月	情報交換会 上東っ子支援連絡協議会		